

分類	メニュー名	メニューの概要 (説明、解説したいポイントなど)	担当課
健康・福祉	健康なまちづくり	元気とめ！健康づくり宣言について	健康推進課
	よく分かる介護保険と高齢者の福祉サービス	介護保険制度全般(介護保険料と利用料、介護サービスの利用方法、地域包括支援センターの役割)・高齢者福祉サービスについて	長寿介護課
生活・環境	循環型社会の構築に向けた市の取り組み	ゴミの減量化・資源リサイクル	環境課
	マイナンバーカード	マイナンバーカードの仕組み、申請について	市民生活課
市政・まちづくり	税などの賦課	市税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の賦課の仕組みについて	税務課
	「うまし、たくまし、登米市」～シティプロモーションってなんだろう～	「うまし、たくまし、登米市」で表す登米市の魅力を、市内外に発信するシティプロモーション事業の取り組みについて紹介	観光シティプロモーション課
産業	市民と協働のまちづくり	市民と行政による協働のまちづくりについて	市民協働課
	市の農業・物産振興・アグリビジネス支援	農地中間管理事業、認定農業者制度、ビジネスチャンス支援事業、6次産業化などのアグリビジネスについて	産業総務課 地域ビジネス支援課
	農地の売買・贈与・賃借などの手続き	農地の売買・交換・贈与・賃借にかかる農地法などの手続きについて	農業委員会

※上記以外のメニューもあります。詳しくは市公式ホームページをご覧ください

市民の皆さんが主催する集会や会合などに市職員が出向き、市の政策や事業について説明します。職員派遣の費用はかかりません。

【利用について】市内の団体またはサークルで、おおむね15人以上の参加が見込まれる場合(政治活動や宗教活動、営利活動を目的とする団体を除く)

【開催時間】年末年始を除く午前9時30分から午後9時までのうち、時間は30～90分とします

【会場】申込団体で会場を準備

市は、令和3年4月以降に進学・進級する希望者に、奨学金を貸し付けます。

市育英資金・浅野兄妹奨学資金貸付について

【校種】国内の高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程および専門課程に限る)、短期大学、大学(大学院を除く)

【貸付月額】

【貸付期間】正規の修業期間内

【応募資格】次の全ての条件に当てはまること

▼市育英資金および浅野兄妹奨学資金、上杉奨学資金の重複応募はできません

▼市育英資金および浅野兄妹奨学資金は、日

区分	貸付月額	
	自宅通学	自宅通学以外
高等学校	1万円以内	3万円以内
高等専門学校	4万円以内	5万円以内
専修学校	4万円以内	5万円以内
短期大学	4万円以内	5万円以内
大学	4万円以内	5万円以内

【貸付期間】正規の修業期間内

【応募資格】次の全ての条件に当てはまること

▼市育英資金および浅野兄妹奨学資金、上杉奨学資金の重複応募はできません

▼市育英資金および浅野兄妹奨学資金は、日

市は、令和3年4月以降に進学・進級する希望者に、奨学金を貸し付けます。

市育英資金・浅野兄妹奨学資金貸付について

【校種】国内の高等学校、高等専門学校、専修学校(高等課程および専門課程に限る)、短期大学、大学(大学院を除く)

【貸付月額】

【貸付期間】正規の修業期間内

【応募資格】次の全ての条件に当てはまること

▼市育英資金および浅野兄妹奨学資金、上杉奨学資金の重複応募はできません

▼市育英資金および浅野兄妹奨学資金は、日

本学生支援機構など、他の機関が運営する奨学資金を借りている、または借りることが決定している(見込みを含む)場合は貸し付けできません

【採用方法】奨学生選考委員会で審査し、教育委員会で決定(令和2年10月開催予定)

【応募書類】①奨学生願書(様式第1号) ②学校長推薦書(様式第2号) ③健康診断書(任意様式) ④住民票謄本(世帯全員のもの) ⑤令和元年度納税証明書(世帯全員分)および連帯保証人分) ⑥令和元年中の世帯全員の収入が分かる書類 ⑦所得控除の記載がある所得証明書(確定申告書または住民税申告書の写し、事業収入などがある場合は収支内訳書の写し、給与収入だけの場合は源泉徴収票の写しでも可)

※①と②は市公式ホームページからダウンロードできます

【申し込み問い合わせ】教育委員会教育部教育総務課(総務係)

☎0220(34)2670

Information 04

職員が地域に出向きます出張市役所のご利用を

Information 05

ご利用ください市奨学資金貸付金

Information 03

地震に備える

耐震改修助成事業をご利用ください

地震は防ぐことができない自然災害です。いつ起こるか予測できませんが、備えることで被害を少なくすることができます。

市は、木造住宅の耐震診断、耐震改修などの助成事業を実施しています。助成事業の件数には限りがありますので、早めに申し込みください。



市が助成する耐震改修事業

区分	木造住宅		地域集会施設		ブロック塀などの撤去	生垣などの設置
	耐震診断	耐震改修	耐震診断	耐震改修		
事業内容	専門家による木造住宅の耐震診断に対し、その費用の一部を補助します	壁や基礎の補強、腐食部分の改修などをすることにより、地震に対する安全性を高める工事に対し、費用の一部を補助します	専門家による地域集会施設の耐震診断に対し、その費用の一部を補助します	壁や基礎の補強、腐食部分の改修などをすることにより、地震に対する安全性を高める工事に対し、費用の一部を補助します	倒壊の恐れがある危険なブロック塀などを取り壊す場合、その費用の一部を補助します	危険なブロック塀などの撤去に伴い、新たに塀を設置する場合、その費用の一部を補助します
補助対象	下記の全てに該当する住宅 ①昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅 ②木造平屋建てから木造3階建てまでの住宅 ③過去に市の耐震診断を受けていない住宅	市の耐震診断助成事業実施要綱に基づき、耐震改修計画を策定した住宅、もしくは今後受ける耐震診断の構造評点が1.0未満の住宅で、改修工事完了後の総合評点が1.0以上になる住宅	下記の全てに該当する施設 ①昭和56年5月31日以前に着工した地域集会施設 ②木造平屋建てから木造3階建てまでの地域集会施設 ③過去に市の耐震診断の助成を受けていない地域集会施設	市の耐震診断助成事業補助金交付要綱に基づき、耐震改修計画を策定した地域集会施設、もしくは今後受ける耐震診断の構造評点が1.0未満の地域集会施設で、改修工事完了後の構造評点が1.0以上になる地域集会施設(構造評点が0.7未満の場合、建て替えも可能)	①公共用道路などの路面からの高さが1m以上(擁壁上の場合は60%以上) ②平成14年度以降の実態調査、または今後の実態調査で「D・E」判定のもの ③一部撤去の場合、路面からの高さを50%以下に改修する場合	①危険なブロック塀などの撤去跡地への軽量な塀の設置工事 ②高さ1m以上の苗木を50%以下の間隔で植栽 ③高さ60%以上のフェンスや板塀の設置
助成内容	市負担額=14万2400円 個人負担額=8400円(200平方m以下)～3万9800円(340平方mを超える) ※住宅の延べ床面積により異なります	上限=85万円 補助率:対象経費の25分の17 工事内容により、次の加算制度があります ①10万円以上のリフォーム工事を同時に実施する場合 上限=25万円 ②リフォーム工事をしない場合 上限=15万円	上限=16万5600円 補助率:対象経費の3分の2	上限=66万6千円 補助率:対象経費の3分の2	補助額=4千円/平方m 上限=15万円 補助率:対象経費の3分の2 ※隣家との境界や、道路に面していないブロック塀などは対象外になります	補助額=4千円/平方m 上限=10万円 補助率:対象経費の3分の2
助成件数	4件	1件	1件	1件	4件	4件
申込期限	令和2年12月15日(火)					
備考	申し込み前に工事などに着手(契約含む)すると、助成の対象外になります。工事業者と契約する前に相談ください					
問い合わせ	建設部住宅都市整備課(建築係) ☎0220(34)2316					

※建物の規模や改修内容などの状況により、助成金額や個人負担額が違う場合があります
※各事業とも年度ごとの事業になります。申し込みの時期により制約などがある場合もありますので事前に相談ください